

徳島県規則第三十七号

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則（平成二十八年徳島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第四百六十三条の十八第三項」を「第四百五十一条第三項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。